

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度適用 を求める意見書

障害者基本法は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本的な理念等を定めています。

京都府においては、平成28年4月の障害者差別解消法の施行に先立ち、平成27年4月から「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を施行し、障がい者の社会参加を支援する取組等を積極的に推進しています。

障がい者の自立及び社会参加を促進するためには、移動手段の確保は必要不可欠であり、鉄道などの公共交通機関においては、運賃割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減を図っています。

しかしながら、その多くは、身体障がい者及び知的障がい者を適用対象とするものであって、精神障がい者を対象とするものは少なく、障がい種別間で格差が生じています。

については、国におかれては、交通事業者に対し、公共交通機関の運賃割引制度について、身体障がい者及び知的障がい者と同様に精神障がい者も適用対象とすることを働きかけるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月20日

京都府長岡京市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣
厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官